

# 第1回 定例会

## 総務文教委員会 主な審査内容

●平成27年度大竹市一般会計補正予算(第3号)

歳入・歳出にそれぞれ25,579千円を追加するもの

### 【歳入】

・地方創生交付金

24,000千円ほか

### 【歳出】

・小方まちづくり基本構想策定業務委託料等 24,000千円

・玖波小学校改築に要する経費

△195,381千円ほか

**Q** 地方創生加速化交付金2千4百万円は、「JR新駅立地検討業務委託料」、「小方地区道路整備概略設計業務委託料」、「小方地区まちづくり基本構想策定業務委託料」の3事業であるが、発注時期と工期について問う。

**A** 駅の位置と道路の配置がある程度固まってきたから議論が密になってくると思われる。駅と道路の業務委託料発注については、4〜5月頃を目

指したい。駅と道路については28年度、まちづくり構想については2〜3年かけて構想を練っていくものと考えている。

**Q** 3事業の業務策定委託について、学校跡地をどうするのか、また、駅と道路の付け替えなど事業の方向性はいつ頃示されるのか。岩国・大竹道路の事業と同時進行でないかと難しいと考えるが、事業の整合性について問う。

**A** 岩国・大竹道路の市道付け替えはほぼ固まりつつある。学校跡地に市道の計画を入れていくと時期的に整合性が合わないが、国が設計している市道付け替えの線形は生かしながら、小学校跡地の市道計画は入れていきたい。まだ不確定要素が沢山あるが、手戻りが無いよう早めに道路設計についても検討していきたい。

小学校跡地利用については、議会からも案が出されており、市の内部でもある程度の案ができていて、それらをもとにまちづくりを検討し何らかの絵を28年度中には示したいと考えている。

●あたたかあたたか基金条例の制定について

駐留軍等の再編による影響を受ける阿多田住民の生活の安定のために基金を造成する目的で条例を制定するもの

**Q** 基金の額を2千万円にした根拠を伺う。また、長期にわたって阿多田住民の生活の安定に役立てると解釈できるのか、それとも時限的なのか問う。

**A** 基金の額は当面必要な額であり、今後必要な額は積み増しできると考えている。時限的な制度とは考えていない。基金を安定して続けられるよう財源確保の努力をしたい。



●議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

●特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

※起立採決の結果、2件の議案は、原案のとおり可決

※そのほかの11議案については簡易採決の結果、原案のとおり可決



### 【反対討論】

○「人事院勧告は、公務員に対するものであるが、景気の先行きが不透明な中、議員期末手当を12月に遡って増額支給することは市民の理解を得られないため反対」

### 【賛成討論】

○「これまでの市議会の現状においては、金額の上下に関係なく人事院勧告というものをさしに倣うことがよいのではないかと思つたため賛成」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第1回定例会は、平成28年3月2日～3月25日の24日間行われました。  
詳細については、平成28年6月上旬に本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。

## 生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

**解説**  
子ども・子育て支援法に基づき、大竹市子ども・子育て会議を設置するため、条例の一部を改正するもの。

**Q** 頻繁に開催し実りのある会にしたい。また考えについて問う。

**A** 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づく法定の会議である。定期的な開催は、年に2回ということを考えているが、必要性が生じた場合は、この会議を活用しご意見を賜りたい。



●大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

**解説**  
現在、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者への医療費の助成を満15歳まで拡充するとともに、受給資格対象者の所得制限を撤廃するため、条例の一部を改正するもの。

**Q** 7月1日からであるが4月1日から施行できなかったのか問う。

**A** 現状のシステムを、中学生まで抽出するように変更する必要がある。平成28年度当初予算で契約システムを変更するため、4月1日からの施行が難しい状況である。

**Q** 本来ならば、こういう制度は国が責任を持つべきだと考える。全国市長会でも機会あるごとに、国の責任において乳幼児医療費助成制度を実施してほしいという要望を重ねていると理解しているが、現在の対応はどうなっているのか問う。

**A** 市長会としても、平成28年度国の施策及び予算に関する決議、重点提言で、強く要望をしているところである。

●大竹市国民健康保険条例の一部改正について

**解説**  
賦課限度額の総額を85万円から89万円にし、また、5割軽減者と2割軽減者の軽減判定所得基準を引上げるため、本条例の一部を改正するもの。

**Q** 5割軽減、2割軽減の対象世帯の数について問う。

**A** 平成27年度当初賦課の保険料率を当てはめ計算すると、5割軽減に該当する世帯は、19世帯増えて685世帯となる。2割軽減に該当する世帯は、2世帯増えて600世帯となる試算をしている。

●大竹市水道条例の一部改正について

**解説**  
料金及び水道メーターに係る債権管理の適正化を図るため、民法の規定による消滅時効が完成した債権について放棄ができるよう本条例の一部を改正するもの。

**Q** 債権を放棄することであるが、件数と金額、及び、いつからの債権が放棄になるのか問う。

**A** 平成15年以降で、件数は約350件、金額は約250万円となる。

**Q** 条例を改正し、上下水道局だけの判断で債権を放棄するという発想である。今でも議会が議決すれば放棄することが可能であるが考えを問う。

**A** 地方自治法第96条で、債権放棄は議決事項となっている。なぜ条例で規定するのかと言えば、債権の放棄を議会ではかる場合、通常は案件ごとに議案として挙げ審議いただくことになる。ただし条例で決めておけば職権で行うことができ、議会には決算等で報告することになると考えている。

●その他の議案 8件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果  
原案のとおり可決